令 和 4 年 4 月 21 日

保護者の皆様へ

岸 和 田 市 教 育 委 員 会
岸和田市立桜台中学校
校 長　池 内 容 子

令和４年度 新型コロナウイルス感染症による臨時休業時等の給食費について

日頃は、本市学校給食の運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
今年度、新型コロナウイルス感染症の疑い等で学校を休む場合（出席停止取り扱い）の給食費の取り扱いにつきまして次のとおりお知らせいたします。（ただし今後、国における新型コロナウイルスの取り扱いに変更があった場合は、給食費の取り扱いも変更する場合があります)
保護者の皆様には、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

１．臨時休業期間中の給食費

後日返金します。「３．給食費の徴収（精算方法）について」をご確認ください。

２．生徒の出席停止における給食費

「新型コロナウイルスに感染した（または感染の疑いがある）状況で、生徒が登校することで感染が拡大する恐れがある場合は出席停止となり、当該生徒の給食費は徴収しません。

① 生徒等の感染が確認された場合
② 生徒が濃厚接触者と特定された場合
③ 発熱や風邪症状がみられる場合
④ 家族・同居者の感染が判明した場合や家族・同居者が濃厚接触者と特定された場合
⑤ 新型コロナワクチンの接種及び副反応により風邪症状等がみられる場合
⑥ 学校内において、濃厚接触の可能性があり、陽性者と飲食を共にした等濃厚接触者ではないが、出席停止となった場合

など

※ただし、新型コロナウイルスの感染疑いがない場合の出席停止については、通常の給食費の取り扱いとなります。

例１）感染が心配で学校を休む場合
例２）ＰＣＲ検査の結果が「陰性」で保健所等も自粛要請がない場合で、その後も学校を休む場合
例３）溶連菌やインフルエンザなどでの出席停止　　など

３．給食費の徴収（精算方法）について

上半期と下半期の２回に分けて、返金額を該当のご家庭の口座に振込させていただきます。